

# 祇園・木屋町 暴力団排除宣言!!

## 京都府暴力団排除条例を遵守し

- ・ 暴力団の威力を利用しません
- ・ 暴力団員等に対し利益の供与はしません
- ・ 暴力団員を働かせたり用心棒として使用しません
- ・ 暴力団員に用心棒代やみかじめ料を支払いません

あなたのお店は  
大丈夫?

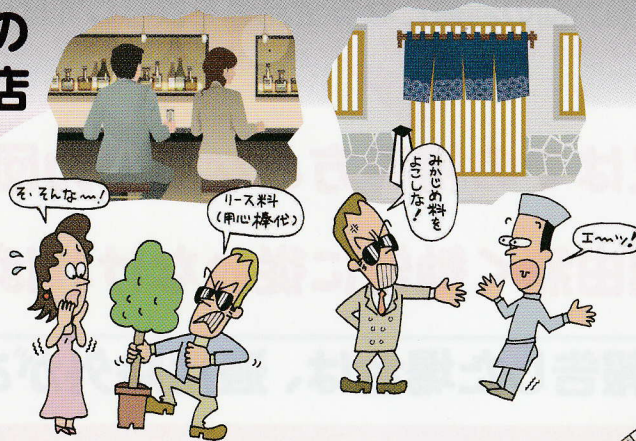


### 事例

客引き等を介して飲食店や風俗店からみかじめ料を脅し取った暴力団幹部らを恐喝事件で逮捕!

## みかじめ料徴収の流れ

祇園・木屋町の  
飲食店や風俗店



反社会的勢力



### 徴収役

通行人を飲食店に案内  
する客引きグループ

年間1,000万円以上の  
利益

STOP



あなたが提供した資金が暴力団等反社会的勢力  
の活動資金になっています!

暴力団を利用するとどうなるの?

裏面へ▶

回答

京都府暴力団排除条例の違反になります。

罰則が適用されたり、勧告、公表の対象となります。

## 風俗営業店等経営者

暴力団排除特別強化地域 (条例18条)

特別強化地域内の禁止行為 (条例18条)



- 1 暴力団員を接客業務に従事させること
- 2 暴力団員を用心棒として使用すること
- 3 暴力団員との間で用心棒代、みかじめ料等の金品等を授受すること

罰則

1年以下の懲役又は  
50万円以下の罰金

禁止行為を自ら警察に申告した場合は、刑罰の減刑などがあります

## 飲食店等経営者

事業者の遵守事項 (条例第15条、16条)

- 暴力団の威力を利用してはいけません。
- 暴力団の活動を助長し、暴力団の利益となる金品等を供与してはいけません。

**勧告** ・ 事業者又はその相手方となる暴力団員等が対象

**公表** ・ 正当な理由無く勧告に従わなければ公表の対象

違反事実を自ら報告した場合は、適用除外があります

暴力団などの反社会的勢力に脅されていませんか？



どうすればいいの？

京都府暴力団排除条例の違反になると告げて断るか、警察本部又は最寄りの警察署に相談してください。

質問

警察に相談したことが相手にばれて報復されることはない？

回答

情報提供者の保護を徹底します。

